

「いわき生野学園 キャプテンブック」

していほうかごとう じぎょうりようけいやくしよ 指定放課後等デイサービス事業利用契約書

いわき生野学園 キャプテンブックに通所する児童（以下「児童」という）及び
通所給付決定通知保護者（以下「保護者」という）と社会福祉法人いわき学園い
わき生野学園（以下「事業者」といいます。）は、児童に対し提供する指定
障害児通所支援事業において、次のとおり契約します。

けいやく もくてき (契約の目的)

第1条 この契約は、児童福祉法等関係法令の理念に則り、将来、児童の自立と
社会経済活動への参加を見据えながら、特別支援学校等との密接な連携を
取りつつ、児童が日々安定した生活を送る中で創作的活動及び学習活動等
の機会を提供出来るよう、いわき生野学園 放課後等デイサービス キャ
プテンブック（以下「事業所」という。）が作成した児童発達支援計画
に基づき児童に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

けいやくきかん (契約期間)

第2条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

※尚、この契約期間は双方から申し出がない場合は自動更新とさせていただきます。
但し、高等部卒業までの期間とします。

じどうはったつしえんけいかく (児童発達支援計画)

第3条 指定障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、
児童発達支援管理責任者は児童の置かれている環境及び日常生活全般の
状況等を通じて児童及びその保護者が希望する生活や課題を明らかにし
適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定し事業担当者会議を経て
契約支給量をふまえアセスメントに基づき児童発達支援計画を作成しま
す。

- 児童発達支援計画の内容について保護者に説明し、文書により同意を求めま
す。

- 3 児童発達支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に児童発達支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて児童発達支援計画の変更を行います。変更については保護者に説明をし、文書により同意を求めます。又、事業所は記録を整備し保存します。

（指定障害児相談支援事業 内容）

第4条 事業所は、児童発達支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されている事業内容を提供します。

- 2 事業提供は、事業所の指導員、保育士等の従事者が当たります。
- 3 事業の提供に当たっては児童の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 児童の意思と人格を尊重し、常に児童の立場に立って、事業を提供します。
- 5 常時事業を利用している児童が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
- 6 本事業を児童が継続していく上で必要とする場合の居宅の訪問は前項の限りではありません。

（利用料金）

- 第5条 保護者は、「重要事項説明書」に記載されている障害児通所給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、障害児通所給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、保護者は直接支払う必要はありません。
- 2 事業所は、児童が障害児通所給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。
- 3 事業所は、サービス利用に当たって、あらかじめ児童及び保護者に対し事業内容及び料金について説明を行い、児童及び保護者の同意を得ます。

（利用料の支払い方法）

第6条 保護者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を送付します。
- 3 保護者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業所は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、保護者に領収書を発行します。ただし、郵便局での自動引落しの場合は、請求書兼領収書を領収書とみなしますが、ご希望があればあらためて領収書も発行します。

（事業内容）

- 第7条 事業者は、児童発達支援計画に事業提供する内容を定め、児童に対して創作的及び学習活動等の機会を提供します。
- 2 児童の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
 - 3 児童の日常生活に必要な生活訓練（学習活動を含む）を提供します。
 - 4 児童の娯楽や趣味に繋がるような創作活動の場や外出の機会を提供します。
 - 5 児童が将来、集団生活に適応出来る様な訓練及び活動の場を提供します。
 - 6 活動の機会の提供に当たっては、消火設備など安全に配慮して行います。

（各関係機関、行政との連携）

- 第8条 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、学校、市町村等のほか障害児相談支援事業者等の障害児・者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

（説明義務）

- 第9条 事業所は、契約に基づく内容について、児童及び保護者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

（欠席の連絡）

- 第10条 授業の終了後にご利用される場合の欠席については、指定障害児通所支援事業の利用の2営業日前の午後2時までに連絡がない場合、又、学校休業日の欠席については、指定障害児通所支援事業の利用日のごぜんじまでに連絡がない場合、おやつや昼食等をご注文の際は保護者

じゅうようじこうせつめいしょ もと りょう ちゅうしょくだいなど
は重要事項説明書に基づきキャンセル料としておやつや昼食代等を
じぎょうしょ しはら
事業所に支払うものとします。

- 2 当事業所はいわき生野学園就労継続支援B型「テインカーベル」に給食
どうじぎょうしょ いくのがくえんしゅうろうけいぞくしえん がた きゅうしょく
を外注しており、ご希望の方には食事を提供しております。

そうだんおよ えんじよ
(相談及び援助)

だい じょう じぎょうしょ じどうおよ ほごしや きぼう せいかつ じどう しんしん じょうきょうなど
第11条 事業所は児童及びその保護者が希望する生活や児童の心身の状況等
はあく てきせつ そうだん じよげん えんじよ おこな
を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

けんこうかんり
(健康管理)

だい じょう じぎょうしょ つね じどう けんこう じょうきょう ちゅうい けんこうほじ
第12条 事業所は、常に児童の健康の状況に注意するとともに、健康保持の
ための適切な措置を講じます。

- 2 事業所は、常に児童の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整
じぎょうしょ つね じどう かぞく れんけい はか とも いりょうきかん れんらくちようせい
を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

あんぜんはいりよぎむ
(安全配慮義務)

だい じょう じぎょうしょ じどう せいめい しんたい あんぜんかくほ はいりよ ひじょうさいがい
第13条 事業所は、児童の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害
およ えいせいかんりなど ひつよう ぐたいてき けいかく れんらくたいせい こう
及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

きんきゅうじ えんじよ
(緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしょ じどう びょうじょう きゅうへん しょう ばあい たひつよう ばあい
第14条 事業所は、児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、
すみ きょうりよくいりょうきかんまた じどうおよ ほごしや してい いりょうきかん しんさつ
速やかに協力医療機関又は児童及び保護者の指定する医療機関での診察
いらい
を依頼します。

- 2 前項のほか、利用中に児童の心身の状態が変化した場合、児童及びその
ぜんこう りょうちゅう じどう しんしん じょうたい へんか ばあい じどうおよ
保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

だい じょう じぎょうしょ じどうまた た じどうなど せいめいまた しんたい ほご きんきゅう
第15条 事業所は、児童又は他の児童等の生命又は身体を保護するため緊急
え ばあい のぞ しんたいてきこうそく た じどう こうどう せいげん こうい
やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他児童の行動を制限する行為
おこな
を行いません。

ぎゃくたいぼうし そち
(虐待防止のための措置)

だい じょう じぎょうしょ じどう しんたいてき せいしんてきくつうなど ぎゃくたい しんたいてきこうそく ぼうし
第16条 事業所は、児童の身体的、精神的苦痛等の虐待や身体的拘束を防止す
るため、ぎゃくたいぼうしせきにしや せっち じどうはつたつしえんかんりせきにしや ぎゃくたい
虐待防止責任者を設置し、児童発達支援管理責任者には、虐待

ほうしけいはつ ていきできけんしゅう じっし こう
防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

ひみつ ほ じ (秘密の保持)

- だい じょう じぎょうしょ ぎょうむじょうし え じどう ほごしやなど ひみつ ほ じ
第17条 事業所は、業務上知り得た児童やその保護者等の秘密を保持します。
- 2 じぎょうしょ しょくいん もの ぎょうむじょうし え じどう ほごしやなど
事業所の職員であった者について、業務上知り得た児童やその保護者等
ひみつ ほ じ しょくいん あと ひみつ
の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密
ほ じ むね しょくいん こようけいやく ないよう
を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。
- 3 じぎょうしょ た していしょうがいふくし じぎょうしやなど たい じどう かん
事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、児童に関する
じょうほう ていきょう さい べっし こじんじょうほうしよう どういしょ
情報を提供する際は、あらかじめ別紙「個人情報使用同意書」により
ほごしや どうい え
保護者に同意を得ます。

くじょうかいけつ (苦情解決)

- だい じょう じどうおよ ほごしや じぎょうしや ていきょう していしょうがいじつうじょしえんじぎょう
第18条 児童及びその保護者は、事業者が提供した指定障害児通所支援事業
かん くじょう ばあい じゅうようじこうせつめいしょ きさい
に関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されてい
くじょうそうだんたんとうまどぐち くじょう もう た じゅうよう
る苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。または、「重要
じこうせつめいしょ きさい だい しゃいいんかいなど くじょう もう た
事項説明書」に記載された第三者委員会等に苦情を申し立てることができ
ます。
- 2 じぎょうしや くじょう もう た とき すみやか じじつかんけい ちょうさ
事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その
けっか かいぜん ひつようせい う むおよ ほうほう じどうまた ほごしや ぶんしょ
結果、改善の必要性の有無及びその方法について、児童又は保護者に文書で
ほうこく
報告します。
- 3 じぎょうしや じどうおよ ほごしや くじょうもう た ばあい りゆう
事業者は、児童及びその保護者が苦情申し立てをした場合にこれを理由と
じどう たい いっさい ふりえき たいおう
して児童に対し、一切の不利益な対応をしません。

けいやく しゅうりょう (契約の終了)

- だい じょう ほごしや していしょうがいじつうじょしえんじぎょう りよう けいやく しゅうりょう ばあい
第19条 保護者は、指定障害児通所支援事業の利用の契約を終了する場合は
にちじょう よこくきかん ぶんしょう じぎょうしや つうち
30日以上予告期間をおいて文章で事業者に通知することによりこの
けいやく かいじょ じぎょうしや していしょうがいじつうじょ
契約を解除することができます。また、事業者もしくは指定障害児通所
しえんじぎょうていきょうたんとうしょくいん い か じこう がいとう こうい おこな ばあい
支援事業提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、
ほごしや けいやく かいじょ
保護者はただちに契約を解除することができます。

- (1) じぎょうしや も していしょうがいじつうじょしえんじぎょうていきょうしょくいん せいとう りゆう
事業者若しくは指定障害児通所支援事業提供職員が正当な理由なく
けいやく さだ しょうがいふくし じっし ばあい
契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) じぎょうしや ひみつ ほ じ しゅひぎむ いはん ばあい
事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の児童が児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、児童並びに保護者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し児童及び保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 保護者が事業所に支払うべき指定障害児通所支援事業の利用料金を3ヵ月以上滞納し、期間を定め再三催告にもかかわらず支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者や指定障害児通所支援事業の提供職員や他の児童に対して生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 児童がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合
- (5) 児童が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれた場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (6) 児童が死亡した場合
- (7) 障害児通所受給者証の支給決定期間が過ぎた場合

(損害賠償)

第20条 事業者は、指定障害児通所支援事業の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び児童の保護者などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、指定障害児通所支援事業を提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により児童に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(通所給付決定保護者)

第21条 事業者は、児童に対し、通所給付決定保護者を求めます。

2 通所給付決定保護者は、次の事項の責任を負います。

(1) 児童の責により事業者に損害を与えた場合、保護者と連帯し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、児童の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

きょうぎじこう
(協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、児童並びに保護者と誠意をもって協議するものとします。

じょうき けいやく しょう ほんしょ つう さくせい じどうなら ほごしゃ じぎょうしゃ きめい
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、児童並びに保護者、事業者が記名
なついでん うえ かく つう ほゆう
捺印の上、各1通を保有するものとします。

ねん がつ にち
年 月 日

じぎょうしょめい いくのがくえん
事業所名 いわき生野学園 キャプテンフック

じぎょうしょじゅうしょ おおさかしいくのくしょうじ
事業所住所 大阪市生野区小路3-18-7

だいひょうしゃしめい えんちょう しいはら まさのり
代表者氏名 園長 椎原 正法 印

つうしょけつていほごしゃじゅうしょ
通所決定保護者住所：_____

つうしょけつていほごしゃしめい
通所決定保護者氏名：_____ 印

りょうじどう ぞくがら
利用児童との続柄：_____

りょうじどうじゅうしょ
利用児童住所：_____

りょうじどうしめい
利用児童氏名：_____ 印